

令和6年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和6年 11月25日 (月)			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和6年 11月25日 午後 1時 30分 開 会			
	令和6年 11月25日 午後 2時 5分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	1 番	具志 俊仁	2 番	内間 正樹

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、1 番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員、2 番 内間 正樹（うちま まさき）委員を指名します。
議 長 (日程第 2)	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 (日程第 3)	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 農業者年金加入案内の広報誌掲載について 報告 3 農業経営基盤強化促進法の制度による手続きの廃止について (HP 掲載) 報告 4 令和 6 年度利用意向調査について 報告 5 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 報告 6 農業用施設届出書の報告について 以上です。
議 長 (日程第 4)	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 38 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 39 号 非農地証明願いについて 議案第 40 号 農地法第 5 条許可の取消し願いについて 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

	以上です。 議案第４２号「今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について（照会）」は、事務局都合により議案を撤回したいとの申し出がありました。議事日程より削除いたしますので、ご了承願います。 本日の提案された議案第３８号から第４１号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが１６件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 １時 ３６分 再開 午後 １時 ４５分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第３８号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第３８号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 １ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) ２ページから３ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が９名、利用権の設定等をする者、貸付人が１０名です。 設定筆数は計２０筆、合計面積３０，２２２㎡。使用貸借が１９筆、賃貸借１筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 続いて、４ページをお開き下さい。所有権移転関係を説明致します。譲受人２名、譲渡人２名、所有権移転３筆、合計面積４，７２４㎡、すべて売買となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい

		事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 38 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 38 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 1 番については、令和 6 年 11 月 15 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議	長	続きまして、議案第 38 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 17 番から 20 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第 38 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 17 番から 20 番については、令和 6 年 11 月 15 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 38 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 38 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 39 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第 3 9 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし)
議 長	議案第 3 9 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 9 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 4 0 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 4 0 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」説明いたします。 お手元の議案書 6 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 4 0 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし)

議 長	議案第 40 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 40 号「農地法第 5 条許可の取消し願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 6 年 11 月 15 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)

議 長	議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から10番について議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から10番について説明いたします。 お手元の議案書 7ページから8ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から10番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から10番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から10番について令和6年11月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件につい

	て補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番から１０番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番から１０番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番について説明いたします。 お手元の議案書 ８ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番について令和６年１１月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。

議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１１番については異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]